

質疑応答の概要（Q：記者、A：地方競馬全国協会）

Q 第三者委員会は関与禁止となった4名に対して調査を行うことができなかった。強制調査権を持たないことが対応の遅れにつながったと考えるが、再発防止策には盛り込まれていない。この点についてどうお考えか。

A 主催者および協会に調査権がなく、調査が難しいことは事実であるが、我々もできる限りの調査はしている。必要に応じて警察に相談しており、今回もそれが警察の捜査につながったと考えている。

Q 警察に相談した際、必要があれば捜査をするという回答はあったのか。

A 明確ではなかった。その後の警察の動きについて我々は全く知らなかった。家宅捜索が行われたのは、まさに「寝耳に水」の出来事だった。

Q 調教師・騎手らによる勝馬投票券購入はネット投票により行われたとされている。再発防止のためにはネット投票の資金の流れをモニタする必要があると思うが、この点についてどうお考えか。

A ネット投票における調査は難しい点があるため今後の課題としたい。

Q 再発防止策の聞き取り調査について、昨年の笠松競馬における聞き取り調査では不正を認める者がいなかったが、形だけの対応になってしまわないか。この点について対策はあるか。

A 本人に対しての聞き取りはもちろんだが、他の関係者で競馬法違反がないか併せて聞き取りを行う予定であり、幅広く聞き取り調査を行っていく。

Q 証言があっても本人が認めないと処分できないと思うが、その点はどう対策するのか。

A 本人が認めなかったから処分されなかったということではない。主催者の認定に基づいて処分が決定されていると認識している。

Q 免許試験不合格となった4名について、不合格の時点では協会から発表がなかったが、なぜこのタイミングで会見を行い発表することとなったのか。

A 免許試験不合格の発表は通常行っていない。先の4名については、警察の捜査が継続中であったため、その時点での発表を差し控えた。本日の会見は警察捜査が終了しており、事案の重大性から説明することとした。

Q 地方競馬教養センターにおける騎手の養成期間について、2年間で社会人としての人間教育はしっかりできていると考えているのか。

A 過去から2年体制で実施しており、その卒業生たちが現在の地方競馬支えている。2年の養成期間が足りないとは考えていない。

Q 再発防止策において、違反が見つかった際の処分規程の見直しはあるのか。

A 今回のような競馬法違反者については、競馬関与禁止・停止という最も重い処分にあたるため、規程の見直しということは考えていない。

Q 今後の聞き取り調査で違反が発覚した場合は処分が重くなるのか。

A 聞き取り調査により違反が発覚した場合には厳密に調査を行い、規則に則り処分を行うこととなる。

Q 笠松競馬再開の目途は立っているのか。

A 再開については主催者が構成団体と協議したうえで判断し、農水省と総務省との調整を経て決定されると理解している。現在調整中であるため具体的なコメントは控えるが、協会としては公正かつ円滑な競馬の実施に向けて最大限の支援をしていく。

Q 今回の事案で笠松競馬所属の騎手、調教師が減っているが、競馬の開催は可能なのか。協会として期間限定騎乗や移籍の斡旋などを行うのか。

A 残った騎手が10名であり、単独での開催は難しい。笠松から常時交流場である愛知に対して協力をお願いしていると聞いている。協会として他場から騎手を派遣するなどの対応は考えていない。

Q 馬も減っていると思うが。

A 在厩馬は400頭前後であり減っていない。正確なところは岐阜県地方競馬組合に確認してほしいが、自粛している開催分として、馬主に対し出走手当及び賞金の一部に相当する額を出していると聞いている。

Q 免許取り消しとなった8名は、今後免許を再取得できるのか。また、過去に関与停止の処分を受けた者で再取得した者はいるか。

A 競馬法施行規則により、競馬関与停止期間中は免許を受けることが出来ないこととなっているが、停止期間が満了すれば受験は可能である。ただし、合否はその都度判断することになる。

なお、過去に関与停止の処分を受けた者で免許を再度取得した者は調べた限りではない。

Q 関与禁止と関与停止の線引きはどこにあるのか。

A 今回の処分は、岐阜県地方競馬組合が第三者委員会の報告に基づき厳格な判断のもとに行ったものと考えている。関与禁止者については、長期間にわたって中心的な立場で馬券購入に関与していた。関与停止者については、馬券購入への関与の期間や関与の程度に応じて決定されたものと考えている。

Q まじめに職務に携わっている関係者が、笠松競馬の廃止に一番危機感を覚えたはずである。地方競馬全国協会としてお詫びの一言はないのか。

A 協会は免許権者として、毎年の免許試験を通じて今回のような事案に至らないようにするべきであったと反省している。今回発表した再発防止策を徹底することで今後このような事態が起きないようにすることが我々の責務と考えている。

Q 公益通報制度の充実が盛り込まれていたが、厩舎の閉鎖性を考えると、公益通報の実効性を確保するのは制度設計に相当な工夫が必要ではないか。

A 指摘のとおり、制度設計は難しい。これまで実施規則の中に報告義務があるが、今回の事案ではそれが徹底されなかった。実施規則において通報者の保護に関する規定が定められていないことが原因のひとつと考えている。今後は通報者の保護について十分に検討し、通報窓口・処理方法等の整備を行って、制度の実効性及び公益性を確保していきたい。

Q 戒告処分を受けた騎手について、笠松競馬の再開前に他の競馬で騎乗する可能性はあるか。

A 岐阜県地方競馬組合では所属の騎手に対して、自場の競馬が再開されるまでは他場で騎乗しないよう指示していると聞いている。

Q 関与停止の8名が、処分に異議を申し立てているということはないか。

A 本人が処分に納得しているかは分からない。

Q 第三者委員会は岐阜県地方競馬組合の怠慢を指摘しているが、地方競馬全国協会として組合にペナルティを課す予定はあるか。

A そのようなことはない。

Q 再発防止策のほとんどは、実施主体が地方競馬全国協会と主催者になっているが、第三者組織を入れることは検討しないのか。

A 笠松は特別な状況なので、第三者による監査委員会等を設置することになっているが、全国的には、既存の組織を十分活用させることで対応できると考えている。

Q 将来的に第三者を活用する考えはないのか。

A 将来的なことは断言できないが、まずはこの再発防止策をしっかりとやっていくことが重要と考えている。